

# 東近江市ふれあい運動公園施設利用料金表

平成28年4月1日施行

## グラウンド(2面)

単 位	金 額	適 用	備 考
1面1時間	300円	1面とはソフトボール1面をいう。	1. 原則として規定時間外に利用することはできない。ただし、特別の理由により時間区分を超えて利用するときの使用料は、5割に相当する額をその超える1時間ごとに加算した額とする。 2. 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、当該額の2倍に相当する額とする。 ただし、パターゴルフ場は除く。

## ソフトボール場(4面)

単 位	金 額	適 用	備 考
1面1時間	300円	1面とはソフトボール1面をいう。	3. 児童とは、3歳以上の幼児及び小学校の児童をいう。 4. 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒をいう。 5. 高齢者とは、65歳以上の者をいう。

## パターゴルフ場

単 位	金 額	適 用	備 考
1人1ラウンド	300円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。	6. 障害者とは、 * 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者手帳」の交付を受けている者 * 滋賀県療育手帳制度実施要綱に規定する「療育手帳」の交付を受けている者 * 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者をいう。  7. 1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算する。 8. 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
1人半日	500円	児童、生徒、高齢者及び障害者は半額とし、障害者を介護する者1人に限り無料とする。	

## パターゴルフ場

18ホール	65歳未満	65歳以上 身障者	3歳以上～高校生 (児童、生徒)
一人1ラウンド	300円	150円	150円
一人半日 午前又は午後	500円	250円	250円

\* 市内・市外の区分なし、身障者を介護する者1人に限り無料

## グラウンドゴルフ場

	65歳未満		65歳以上及び 身障者・療育手帳を有する者		3歳以上～高校生 (児童、生徒)	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
一人半日 午前又は午後	450円	900円	220円	450円	220円	450円
一人年間利用	7,800円	15,600円	3,900円	7,800円	3,900円	7,800円

\* 市内とは東近江市内在住者、市外とは東近江市外在住者

\* 身障者を介護する者1人に限り無料

\* 年間利用証の有効期間は、原則購入日から翌年の購入日前日まで

## グラウンドゴルフ場団体使用料基準

市内団体	市外団体
1コース10,000円	1コース20,000円

\* 団体とは30人以上

\* 減免基準適用あり